



国 監 告 第 10 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地 方 自 治 法 第 199 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、 令 和 4 年 度
第 2 回 定 期 監 査 の 結 果 を 別 紙 の と お り 公 表 し ま す。

令 和 4 年 11 月 30 日

国 立 市 監 査 委 員 庄 司 雅

国 立 市 監 査 委 員 青 木 淳 子

令和4年度第2回定期監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに国立市監査委員条例第2条の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象部局

都市整備部国立駅周辺整備課（富士見台地域まちづくり担当含む）

南部地域まちづくり課（都市農業振興担当含む）

3. 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年8月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4. 監査の期間

令和4年9月22日（木）～令和4年11月18日（金）

5. 説明等聴取及び実査日

令和4年10月21日（金）及び令和4年10月24日（月）

6. 監査の主眼

- （1） 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- （2） 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- （3） 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- （4） 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- （5） 事務事業の実態が形骸化していないか。
- （6） 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- （7） 予算の執行が適正であるか。
- （8） 財務事務が適正に処理されているか。
- （9） 業務が円滑に執行されているか。
- （10） 各契約事務が適正であるか。
- （11） 前渡金の管理が適正であるか。
- （12） 郵券類の管理が適正であるか。
- （13） 公印の使用・管理が適正であるか。
- （14） 個人情報管理状況が適正であるか。
- （15） 備品の管理が適正であるか。

(16) 車両等の管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が、関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類を審査し、また、担当職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、都市整備部国立駅周辺整備課（富士見台地域まちづくり担当含む）及び南部地域まちづくり課（都市農業振興担当含む）を対象に、令和4年4月1日から令和4年8月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善及び検討を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり指摘事項及び要望事項として記すので対応されたい。

< 指 摘 事 項 >

1 国立駅周辺整備課、南部地域まちづくり課

(1) 職員の時間外勤務命令簿の内容について

時間外勤務命令簿の職務内容が、それぞれの課で13件全部同じで、業務の内容が具体的にわからない職員がいた。

所属長が内容を把握し、その時間外勤務が適正であるか判定することができないと、残業抑制に努めるのも難しいと思うので、職務内容は業務の内容が具体的にわかるものに改善されたい。また所属長においては、時間外勤務の命令や承認が形骸化しないよう、業務管理に努め、指導されたい。

2 国立駅周辺整備課

(1) 旧国立駅舎夜間・休日管理業務委託について

旧国立駅舎夜間・休日管理業務は、シルバー人材センターに委託しているが、その委託料の積算資料となる人件費の時間単価について、金額の根拠の確認ができなかった。随意契約であるため、金額の根拠を確認し、その委託金額が適正かどうかを判断するよう改善されたい。

3 南部地域まちづくり課

(1) 回議用紙の必要事項の取り扱いについて

委託契約の決裁等、回議用紙の記入欄である分類番号や施行日の未記入、浄書、

照合欄に押印がないものが見受けられた。

文書管理規程、文書事務の手引きに基づき、事務を執行されたい。

(2) 城山さとのいえ稲作体験事業業務委託について

特命随意契約の契約先である JA みどり国立地区米生産部会の見積書について、人件費や機材レンタル費の金額の内訳（単価、人数、日数等）がなく、大まかな記載内容であった。その見積書により委託金額を決定しているため、内訳のある記載を求め、その金額が適正かどうかを判断するよう改善されたい。

<要 望 事 項>

1 国立駅周辺整備課

(1) 旧国立駅舎の活用について

まち案内所について、立ち寄った人に国立市を知ってもらい、そこからお店へとつなげる役割だということだが、販売されている物で、どこのお店のものかすぐにわからないものがあった。限られたスペースの中ではあるが、事業目的である「市内情報発信及び回遊性の向上」の効果を評価検証し、回遊性向上に向けての改善を検討されたい。

9. 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況(令和4年8月31日現在)

単位：人

課名	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	主任	主事	会計年度	会計年度	合計
								任用職員 1種	任用職員 2種	
国立駅周辺整備課 (富士見台地域まちづくり担当含む)	2			3		2				7
南部地域まちづくり課 (都市農業振興担当含む)	2		1	3		3	1	3	4	17

(2) 事務分掌

国立駅周辺整備課

国立駅周辺整備担当

- ① 国立駅周辺の整備事業の全体調整及び推進に関すること。
- ② 旧国立駅舎の管理運営に関すること。
- ③ 富士見台地域のまちづくりに関すること。
- ④ 課内の庶務及び調整に関すること。

南部地域まちづくり課

計画整備係

- ① 南部地域の整備方針の立案、推進及び事業化までの全体調整に関する事。
- ② 土地区画整理事業に関する事。
- ③ 町名地番整理に関する事。
- ④ 公共用地の取得、処分及び賃借に関する事。
- ⑤ 公共用地の取得に伴う建物その他の物件の補償に関する事。
- ⑥ 地価公示制度に関する事。
- ⑦ 国土利用計画法及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引に関する事。
- ⑧ 良好なまちづくりのための土地利用に関する事。
- ⑨ 国立市土地開発公社に関する事。
- ⑩ 企業誘致施策に関する事。
- ⑪ 課内の庶務及び調整に関する事。

農業振興係

- ① 農業の振興、指導及び奨励に関する事。
- ② 農畜産物の病虫害の防除及び家畜伝染病の予防に関する事。
- ③ 農業団体との連絡調整に関する事。
- ④ 農業委員会との連絡調整に関する事。
- ⑤ 農業用排水路に関する事。
- ⑥ 城山さとのいえの運営に関する事。
- ⑦ その他農業に関する事。

以上